

## 社会教育活動補助金について

### 1 目的

主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動のうち、家庭教育及び地域・学校交流等に関する社会教育活動を行う団体に対し補助金を交付することにより、本市における家庭教育の充実及び地域の教育力の向上を図る。

### 2 補助対象者

旭川市内に拠点を置く団体のうち、次に掲げるもの。

- (1) 地域・学校交流活動団体（コミュニティスクール運営委員会及びそれに準じた団体）
- (2) 家庭教育支援・学習団体（家庭教育学級・民間の家庭教育学習団体等）
- (3) その他社会教育活動団体

### 3 補助対象事業

- (1) 家庭教育支援事業  
保護者又は地域住民に対し、家庭教育に関する学習機会の提供を行うもの
  - (2) 地域の教育力向上を図るもの
    - ア 地域、学校、家庭等が連携して行う活動のうち、年間を通じ同一テーマで継続して実施するもの又は地域住民に対して行う生涯学習関係の講演会、研修会等
    - イ 青少年と共に実施する社会奉仕、自然体験等の体験活動
    - ウ 青少年又は地域住民に対する教授や指導
- ※ 本市又は旭川市教育委員会から直接的又は間接的に補助金、負担金等を受けるものは除く。

### 4 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、報償費（内部講師に係るものを除く。）、消耗印刷費、通信運搬費、手数料及び使用賃借料とする。ただし、事業実施のための事前の調査研究及び研修に要する経費は除く。

### 5 補助金交付額の算定方法

事業区分	補助基準額		補助率
(1) 家庭教育支援事業	学習活動日が3日以上5日未満のもの	2万円	10分の10以内
	学習活動日が5日以上のもの	3万円	10分の10以内
	上記以外のもの	6万円	2分の1以内
(2) 地域の教育力向上を図る事業	6万円		2分の1以内

### 6 補助金交付期間

- (1) 同一団体に対する同一補助対象事業に係る補助金の交付は、連続して3年を限度とする。
- (2) (1)により、3年連続して補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付を受けた最終年度の翌年度から起算して2年を経過した後でなければ、同一補助対象事業に係る補助金の交付を受けることができない。

#### 【参考】社会教育活動補助金の予算額、決算額、交付件数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 (H29.10.1時点)
予算額(円)	250,000	250,000	250,000	220,000	150,000
決算額(円)	206,426	131,879	218,431	190,810	135,000
交付件数	9	6	9	7	5